第五条第二号中「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)」を「法」に改め、

のように改正する。

福島県都市計画法施行条例施行規則(平成十八年福島県規則第百十八号)

福島県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

福島県都市計画法施行細則

福島県規則第一号

平成二十三年一月十四日

規

則

福島県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

目 次

則

規

○福島県都市計画法施行条例施行規 則の一部を改正する規則

示

報

○地籍調査の成果について認証した ○大規模小売店舗の新設の届出につ いて意見があった件

○土地改良事業計画を変更すること ○土地改良事業計画を変更すること を認可した件

> を適当と決定した件一 件

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件

○肥料の検査の結果の概要を公表す る件

○都市計画法により公聴会を開催す 出があった件二件

福島県警察本部

○落札者を決定した件

○土地改良区の役員が退任した旨届

○落札者を決定した件□ 件

三年一月十四日から平成二十三年二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業ま 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 福島県告示第八号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。 ちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業

平成二十三年一月十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークベニマル保原店 福島県伊達市保原町字油谷地一番一ほ

法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九号

福島県知事

佐 藤

雄

平

塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 東白川郡

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十三年一月十四日

調査を行った者の名称

の一部を次

同条を

成果の名称

東白川郡塙町大字板庭の一部に係る地籍図及び地籍簿

第六条とする

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

条を加える。 第四条を第五条とし、第一条から第三条までを一条ずつ繰り下げ、第一条として次の

(公告の方法)

よる公告は、福島県報に登載して行う。 項並びに都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に 一項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第四項及び法第六十条の二第二 | 条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。) 第五条第五項 (同条第六項において準用する場合を含む。)、法第十七条第一項(法第二十一条第

この規則は、 公布の日から施行する

(都市計画課)

縦覧の期間

平成二十三年一月十七日から

一月七日まで

(二十二日間)

福島県告示第十二号

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

福島県告示第十号

第十条第一項の規定により、鬼沼地区土地改良事業共同施行が鬼沼地区基盤整備促進事 日認可した。 業(区画整理)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十三年一月四 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条の二第三項で準用する同法

平成二十三年一月十四日

福島県知事

佐

藤

雄

平

公告第九号

(農村計画課)

福島県告示第十一号

定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。 第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、双葉町が焼築頭首工地区 基幹水利施設管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法

平成二十三年一月十四日

報

佐 藤 雄

平

福島県知事

(農村計画課)

三 双葉町役場 縦覧の場所 同

第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、浪江町が焼築頭首工地区土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法 定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。 基幹水利施設管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決

平成二十三年一月十四日

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

同 年二月七日まで 平成二十三年一月十七日から (二十二日間)

公告第十号

十二年十月から同年十二月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公

平成二十三年一月十四日

福島県知事 佐 藤 雄

平.

(特殊肥料)

福島県知事

佐

藤

雄

平

の指定名 特殊肥料 は販売業者 輸入業者又 生産業者、 (及び商品名) 囯 Œ ₩ N TP TK TCu TZn 検査の結果 (mg/|(mg/ $|\text{TCaO}|_{\text{C/N}} | \text{ $\frac{1}{N}$} |$

(農村計画課) 三 縦覧の場所 浪江町役場

(農村計画課)

公

告日

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十三年一月十四日

平成二十三年一月四日 申請のあった年月日

_ 名称

特定非営利活動法人市民後見サポートの会

代表者の氏名

三

四 主たる事務所の所在地 遠藤 喜惠

福島県福島市渡利字七社宮八十八番地の五

Ŧi. 定款に記載された目的

活が送られるように、成年後見制度の市民後見人として活動する事業を行ない、地域 この会は、共助しあう地域社会を目指し、高齢者や障害者が自分らしく自立して生

福祉の向上に寄与することを目的とする。

表する。 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二

平成22年10月分

10

たい肥

株式会社エ | 自然のめぐみ | 0.6

0.2

0.2

19

1.3

17

73.7

せり物

やま農場

動物の排

有限会社は

| イセグリーン

1.9

4.9

3.6

10

470

19.6

 ∞

21.0

平成23年	1 J	14	日	金曜	日

の指定名 特殊肥料

生産業者、

 \mathbb{H} Œ ₩

輸入業者又

(及び商品名)

Z

TP

TK

TCaO

水分

無兆

C/N

TCu TZn

(%)

%

%

kg)

(mg/ kg)

%

%

(mg/

は販売業者

たい肥

伊藤正通

スーパー有機 1

0.9

1.3

1.7

2

54

0.7

17

63.2

卓

報 島 県 平成22年12月分

(特殊肥料)

第2249号

(特殊肥料)

平成22年11月分 たい肥 岡農場 有限会社富 鶏糞 1.1 3.0 1.9

%

%

%

kg)

kg)

%

%

圃

コライフ福 (腐葉土)

 σ

232

14.7

11

37.8

Ä

主成分の略号は次のとおりである。

全量、TCaO一石灰全量、C/N一炭素窒素比、水分一水分含有量

(農業総合センター)

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛

		在					検査の結果	が結果				
	特殊肥料の指定名	生産来台、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	(%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	TCaO (%)	C/N		無券
	たい肥	大森美津雄	ふたつや堆肥	1.5	2.1	2.5	17	171	0.7	14	42.1	
	たい肥	財団法人飯 たい肥 舘村振興公 社	たい肥	1.0	1.5	1.6	5	121	1.7	16	55.7	
	たい肥	杉下三子	混合堆肥	0.4	1.1	0.5	2	70	2.6	25	67.7	
l												

公告第十一号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

平成二十三年一月十四日

土地改良区の名称

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

加藤 健 福島市大波字黒志田四一番地住所

(農村計画課)

公告第十二号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十三年一月十四日

土地改良区の名称

白河市東土地改良区

検査の結果

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 佐久間 壽 白河市東下野出島字蟹沢一九番地

公告第十三号

に係る公聴会を次のとおり開催する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、

平成二十三年一月十四日

公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十三年二月七日 (月) 午後六時から

福島県知事

佐

藤

雄

平

県南都市計画

(農村計画課)

福

11

場所

白河市八幡小路七番地一

白河市役所地下第一会議室

公聴会の案件

県南都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

兀

公述人の申出 公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る

名、意見を述べようとする理由並びに意見の要旨を記載した公述申出書を福島県県南

公述人になろうとする者は、平成二十三年一月三十一日

Ŧi.

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福 ければならない。 建設事務所又は白河市建設部都市計画課を経由して知事に提出し、公述の申出をしな 島県県南建設事務所企画管理部企画調査課及び白河市建設部都市計画課において縦 くは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。 の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若し 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県 県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市建設部都市計画課に問い合わせる

(都市計画課)

公告第14号

める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務 おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

平成23年1月14日

福島県知事 Ħ 藤 推 +

- 落札に係る物品等の名称及び数量
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
- 落札者の氏名及び住所
- アロカ株式会社

40,320,000円

福島県出納局入札用度課

東京都三鷹市牟礼6丁目22番1号

高線量モニタリングポスト

平成22年12月17日

平成23年1月14日

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争人札

特例政令第6条の公告を行った日 平成22年10月29日

(入札用度課)

~1

公告第15号

(月) までに、住所及び氏

める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務 おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する. WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

半成23年 1 月14日

福島県知事

À 蒸

推 +

落札に係る物品等の名称及び数量

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 子ども安心サポートカー 28台 福島県福島市杉妻町2番16号

2

ယ 落札者を決定した日

落札者の氏名及び住所 平成22年12月17日

東日本三菱自動車販売株式会社 福島県福島市本内字中街道下14番地の1

 σ 29,798,869円 落札金額

契約の相手方を決定した手続

6

一般競争人札

特例政令第6条の公告を行った日 平成22年10月29日

(入札用度課)

福島県警察本部公告第1号

う。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の 器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特 規定により公告する。 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機

平成23年1月14日

落札金額

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 基幹系ネットワークシステム機器 (17拠点) 落札に係る借入物品の名称及び数量 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部長

兹

 \forall

光

 $\frac{1}{2}$

福島県警察本部警務部会計課

ယ

2

NECキャピタルソリューション株式会社 落札者の氏名及び住所 落札者を決定した日 平成22年12月9日

東京都港区芝五丁目29番11号

契約の相手方を決定した手続 62,424,180円

特例政令第6条の公告を行った日 平成22年10月29日 -般競争人札

郊 <u>=</u>

誤

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。